

上尾市告示第 2 5 7 号

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 3 5 条第 4 項の規定により貸与した下記の臨時運行許可番号標については、臨時運行の許可を受けた者が行方不明等となったことにより、当該許可に係る臨時運行許可番号標の回収が不可能となったので、上尾市自動車の臨時運行許可に関する規則（平成 2 4 年上尾市規則第 2 号）第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、次の臨時運行許可番号標が失効した旨を告示する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

失効した臨時運行許可番号標	失効した日
大宮 3 1 － 6 8 上尾	令和 8 年 1 月 1 9 日
大宮 3 9 － 7 0 上尾	令和 8 年 2 月 2 8 日
大宮 3 7 － 2 9 上尾	令和 8 年 2 月 1 9 日